

中央調達に係る予定価格算定事務に関する訓令を次のように定める。

平成13年1月6日

防衛庁長官 齊藤 斗志二

中央調達に係る予定価格算定事務に関する訓令

改正 平成13年3月23日庁訓第22号

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 算定準備（第4条－第8条）
- 第3章 調査
 - 第1節 価格調査（第9条－第12条）
 - 第2節 経費率調査（第13条－第16条）
 - 第3節 原価調査（第17条－第27条）
 - 第4節 資料調査（第28条・第29条）
- 第4章 予定価格の算定（第30条－第34条）
- 第5章 特殊なものの処理（第35条－第46条）
- 第6章 原価計算の方法に関する確認等（第47条・第48条）
- 第7章 雑則（第49条－第53条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、中央調達（防衛庁設置法（昭和29年法律第164号）第10条第6号に規定する装備品等及び役務（以下「装備品等」という。）の調達をいう。）に関する契約に係る予定価格の算定及びこれに付帯する事務（以下「算定事務」という。）に関し必要を事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 予定価格 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第79条、第98条又は第99条の5の規定に基づいて、入札又は契約に先立って定め、落札決定の基準とする最高制限価格又は契約締結の基準とする価格をいう。
- (2) 支出負担行為担当官 装備品等の調達に関する契約を行う支出負担行為担当官（会計法（昭和22年法律第35号）第13条第3項に規定する支出負担行為担当官を

- いう。)及び分任支出負担行為担当官(会計法第13条第5項に規定する分任支出負担行為担当官をいう。)をいう。
- (3) 確定契約 契約相手方に支払われる代金(以下「代金」という。)の金額を契約金額をもって確定している契約をいう。
 - (4) 準確定契約 代金の金額を後日あらかじめ契約で定める基準に従って契約金額の範囲内で確定することとしている契約をいう。
 - (5) 概算契約 代金の金額を後日あらかじめ契約で定める基準に従って確定することとしている契約をいう。
 - (6) 契約条項等 契約条項その他契約関係書類をいう。
 - (7) 調達実施訓令 装備品等及び役務の調達実施に関する訓令(昭和49年防衛庁訓令第4号)をいう。
 - (8) 支部 契約本部の支部をいう。
 - (9) 支部長 契約本部の支部長をいう。
 - (10) 契約管理事務所 契約本部の契約管理事務所をいう。
 - (11) 契約管理事務所長 契約本部の契約管理事務所長をいう。
 - (12) 支部等 支部及び契約管理事務所をいう。
 - (13) 支部長等 支部長及び契約管理事務所長をいう。
 - (14) 経費率 調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第35号)第63条、第69条及び第72条の規定により計算する加工費率等、一般管理及び販売費率並びに支払利子及び利益率をいう。
 - (15) 計算価格 予定価格の決定の基準とする価格として計算される見積価格をいう。
 - (16) 原価監査事務訓令 中央調達に係る原価監査事務に関する訓令(平成13年防衛庁訓令第5号)をいう。
 - (17) 超過利益返納条項付契約 確定契約であって、契約相手方に超過利益(契約金額から、契約の履行の終了までの実績に基づきあらかじめ契約で定める基準に従って確定した金額を控除した結果生じる金額をいう。)を返納させることとしている契約をいう。
 - (18) 中途確定条項付契約 準確定契約であって、契約の履行の中途までの実績に基づき代金の金額を確定することとしている契約をいう。
 - (19) 履行後確定条項付契約 準確定契約であって、契約の履行の終了までの実績に基づき代金の金額を確定することとしている契約をいう。
 - (20) 特定費目の代金の確定に関する特約条項付契約 準確定契約であって、特定の費目の代金の金額を実績に基づき確定することとしている契約をいう。
 - (21) 特定費目の代金の実費精算に関する特約条項付契約 概算契約であって、特定の費目の代金の金額を実績に基づき確定することとしている契約をいう。
 - (22) 超過利益の返納に関する特約条項 超過利益返納条項付契約に適用される特約

条項であって、契約本部長の定めるものをいう。

- ㉓ 代金の中途確定に関する特約条項 中途確定条項付契約に適用される特約条項であって、契約本部長の定めるものをいう。
- ㉔ 契約履行後における代金の確定に関する特約条項 履行後確定条項付契約に適用される特約条項であって、契約本部長の定めるものをいう。
- ㉕ 特定費目の代金の確定に関する特約条項 特定費目の代金の確定に関する特約条項付契約に適用される特約条項であって、契約本部長の定めるものをいう。
- ㉖ 特定費目の代金の実費精算に関する特約条項 特定費目の代金の実費精算に関する特約条項付契約に適用される特約条項であって、契約本部長の定めるものをいう。
- ㉗ 代金の確定又は精算等に関する特約条項 超過利益の返納に関する特約条項、代金の中途確定に関する特約条項、契約履行後における代金の確定に関する特約条項、特定費目の代金の確定に関する特約条項、特定費目の代金の実費精算に関する特約条項その他契約本部長が定める特約条項をいう。

(支出負担行為担当官の補助者の指名)

第3条 管理局長は、算定事務について支出負担行為担当官の補助者(予算執行職員等の責任に関する法律(昭和25年法律第172号)第2条第1項第12号の規定により支出負担行為担当官の事務の一部を処理することを命ぜられた職員をいう。次項において同じ。)となるべき者を、管理局原価計算部に所属する職員のうちから指名し、支出負担行為担当官に通知するものとする。

- 2 支出負担行為担当官は、前項の通知を受けた場合には、当該通知を受けた者を補助者として任命するものとする。

第2章 算定準備

(契約方式等の通知及び協議)

第4条 契約本部長は、契約方式、契約方式その他契約の締結について必要な事項(以下この条において「契約方式等」という。)を決定した場合には、これを管理局長に通知するものとする。

- 2 管理局長は、前項の通知を受ける前において必要があると認める場合には、契約方式等について契約本部長と協議するものとする。
- 3 管理局長は、第1項の規定により通知のあった契約方式等によることが困難であると認める場合には、契約本部長にその旨を通知し、契約方式等の変更を求めることができる。

(監督実施要領等の確認)

第5条 契約本部長は、監督実施要領又は検査実施要領(調達品等に係る監督及び検査に関する訓令(昭和44年防衛庁訓令第27号)第5条第1項に規定する監督実施要領又は検査実施要領をいう。次項及び次条において「監督実施要領等」という。)

を作成した場合には、その写しを管理局長に送付するものとする。

- 2 管理局長は、前項の規定により監督実施要領等の送付を受けた場合には、装備品等の調達に係る監督又は検査（次条において「監督等」という。）について予定価格案の算定上考慮すべき事項の有無を確認するものとする。

（監督実施要領等の確認の特例）

- 第6条 管理局長は、契約本部長から予定価格案の算定前に監督実施要領等の送付がない場合には、契約本部長と協議の上、前条第2項の規定にかかわらず、初度調達の場合を除き、監督等について過去の実績等を踏まえ、予定価格案の算定を行うことができる。

（前金払等に伴う調整額の通知）

- 第7条 契約本部長は、前金払又は概算払（以下この条において「前金払等」という。）を行う契約を締結する場合には、前金払等の時期その他必要な事項を管理局長に通知するものとする。

（入札等の期日の通知）

- 第8条 契約本部長は、入札若しくは商議（以下「入札等」という。）又は引合書の署名（有償援助による調達の実施に関する訓令（昭和52年防衛庁訓令第18号）第8条の規定に基づき行うものをいう。）の期日を決定した場合には、当該期日を管理局長に通知するものとする。

第3章 調査

第1節 価格調査

（価格調査実施計画の作成）

- 第9条 管理局長は、調達実施訓令第10条第1項の規定により調達実施計画の送付を受けた場合には、当該調達実施計画に基づき、装備品等に属する品目、装備品等の製造等において消費する品目及び装備品等の調達に関連して消費する品目のうち必要があると認めるもの（次条において「装備品等に属する品目等」という。）について当該年度における価格調査を実施するため、価格調査を行う品目、価格調査の期限その他必要な事項を記載した価格調査実施計画を作成するものとする。

（定期調査）

- 第10条 管理局長は、前条の規定により作成した価格調査実施計画に基づき、装備品等に属する品目等に係る市場価格及び当該市場価格の変動に関連する諸経済指標に関する事項について調査し、価格調査を行った品目、価格調査の結果その他必要な事項を記載した価格調査報告書を作成するものとする。

（計画外の価格調査）

- 第11条 管理局長は、前条の調査を行わない品目について、価格調査を行う必要があると認める場合又は前条の調査を行う品目について、調査条件を指定して特別な価格調査を行う必要があると認める場合には、その都度価格調査を実施するものとする。

る。

(価格調査の特例)

第12条 管理局長は、前条の調査を実施するに当たり、調査条件の特性又は調査実施上の理由により、支部において調査を行うことが適当と認める場合には、当該調査を支部長に行わせることができる。

- 2 支部長は、前項の調査を行った場合には、調査結果を管理局長に報告するものとする。

第2節 経費率調査

(経費率の算定等実施計画の作成)

第13条 管理局長は、調達実施訓令第10条第1項の規定により調達実施計画の送付を受けた場合には、当該調達実施計画に基づき、契約相手方となる事業者が行う事業のうち必要があると認めるものについて当該年度における経費率の算定又は設定(以下この節において「算定等」という。)を実施するため、経費率の算定等の対象となる事業名、経費率の算定等の期限その他必要な事項を記載した経費率の算定等実施計画を作成し、その写しを支部長等に送付するものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

(経費率算定調査)

第14条 管理局長は、前条に規定する経費率の算定等実施計画に基づき、経費率の算定等に必要の調査を行うとともに、経費率の算定等を行うものとする。

- 2 管理局長は、前項の規定に基づき経費率の算定等を行った場合には、経費率の算定等の対象となった事業名、算定等の結果その他必要な事項を記載した経費率算定調査書を作成し、その写しを契約本部長及び支部長等に送付するものとする。

(計画外の経費率の算定等)

第15条 管理局長は、経費率の算定等実施計画に定める事業以外の事業について経費率の算定等を行う必要があると認める場合には、その都度経費率の算定等に必要の調査を行うとともに、経費率の算定等を行うものとする。

- 2 管理局長は、前項の規定により経費率の算定等を行う場合には、その旨を支部長等に通知するものとする。
- 3 前条第2項の規定は、第1項の規定により経費率の算定等を行う場合について準用する。この場合において、「前項」とあるのは、「第15条第1項」と読み替えるものとする。

(経費率の再算定等)

第16条 管理局長は、経費率の適用に当たり、経費率算定調査に記載する内容が当該経費率を適用しようとする時期における事業の実情と著しく相違し、当該経費率を適用することが適当でないとする場合又は経費率の算定等の対象となった事業を行う事業者から経費率の変動に伴い再調査の申出があり、再調査を必要と認める場

合には、当該経費率の適用を留保し、当該経費率の再算定又は再設定（以下この条において「再算定等」という。）に必要な調査を行うとともに、当該経費率の再算定等を行い、再算定等により求められた経費率を適用するものとする。

- 2 管理局長は、前項の規定に基づき経費率の適用を留保した場合には、直ちにその旨を契約本部長及び支部長等に対し通知するとともに、同項の規定に基づく再算定等により求められた経費率を、契約本部長及び支部長等に通知するものとする。

第3節 原価調査

（原価調査）

第17条 原価調査は、契約条項に基づき、じ後の調達における予定価格案の算定に当たって調達価格の適正を期するため装備品等の実際原価の全部又は一部を確認する必要がある場合に行うものとする。

（契約の通知）

第18条 契約本部長は、当該年度に原価調査を行うことができる契約について、当該年度開始後速やかに管理局長に通知するものとする。

（原価調査実施計画の作成）

第19条 管理局長は、前条の通知を受けた場合には、原価調査を行うことができる契約のうち必要があると認めるものについて当該年度における原価調査を実施するため、原価調査を行う契約、原価調査の期限その他必要な事項を記載した原価調査実施計画を作成し、その写しを支出負担行為担当官に送付するものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

（原価調査実施要領の作成）

第20条 管理局長は、原価調査実施計画を作成した場合には、当該原価調査実施計画に基づき、契約毎に、原価調査の範囲、原価調査の期間その他必要な事項を記載した原価調査実施要領を作成するものとする。

（原価調査の命令）

第21条 管理局長は、前条の規定により原価調査実施要領を作成した場合には、原価調査実施計画に基づき、原価調査官（防衛庁本庁内部部局の内部組織に関する訓令（昭和32年防衛庁訓令第54号）第59条第4項に規定する原価調査官をいう。以下この条及び第23条において同じ。）その他管理局原価計算部に所属する職員に原価調査を命ずるため、原価調査を行う契約、原価調査の範囲その他必要な事項を記載した原価調査指令書を速やかに作成し、その写しを支出負担行為担当官に送付するものとする。

- 2 支出負担行為担当官は、前項の規定により送付を受けた原価調査指令書に関し、必要があると認めるときは、管理局長に対し、理由を付して当該原価調査指令書の変更を求めることができる。
- 3 管理局長は、原価調査指令書を作成した場合には、原価調査実施要領を添えて、

原価調査官その他管理局原価計算部に所属する職員に当該原価調査指令書を交付することにより、原価調査を命ずるものとする。

- 4 前3項の規定は、前項の規定により原価調査官その他管理局原価計算部に所属する職員に原価調査を命ずる前に管理局長が第2項の求めに応じ原価調査指令書の変更を行う場合及び前項の規定により原価調査官その他管理局原価計算部に所属する職員に原価調査を命じた後に原価調査指令書の変更を行う場合について準用する。

(原価調査の特例)

第22条 管理局長は、原価調査を実施するに当たり、支部等において原価調査を行うことが適当と認める場合には、原価調査を行う契約、原価調査の担当区分その他必要な事項を記載した原価調査担当区分通知書（以下この条において「担当区分通知書」という。）を作成し、支出負担行為担当官に送付するものとする。

- 2 支出負担行為担当官は、前項の規定により送付を受けた担当区分通知書に関し、必要があると認めるときは、管理局長に対し、理由を付して当該担当区分通知書の変更を求めることができる。

- 3 管理局長は、担当区分通知書を作成した場合には、原価調査実施要領を添えて、当該担当区分通知書を支部長等に送付するものとする。

- 4 前3項の規定は、前項の規定により支部長等に担当区分通知書を送付する前に管理局長が第2項の求めに応じ担当区分通知書の変更を行う場合及び前項の規定により支部長等に担当区分通知書を送付した後に担当区分通知書の変更を行う場合について準用する。

- 5 支部長等は、第3項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により担当区分通知書の送付を受けた場合には、速やかに当該担当区分通知書に基づき、当該支部等に所属する原価監査官（契約本部の内部組織等に関する訓令（平成13年防衛庁訓令第6号）第18条第1項及び第25条第1項に規定する原価監査官をいう。以下この条及び次条において同じ。）に原価調査を命ずるため、原価調査を行う契約、原価調査の範囲その他必要な事項を記載した原価調査指令書を作成し、原価調査指令書に同項の規定により送付を受けた原価調査実施要領を添えて、これを当該原価監査官に交付することにより原価調査を命ずるものとする。

- 6 契約管理事務所長は、前項の規定により命令を行った場合には、当該契約管理事務所が置かれている支部の支部長に、原価調査指令書の写しを送付するものとする。

- 7 前2項の規定は、第5項の規定により原価監査官に原価調査を命じた後に原価調査指令書の変更を行う場合について準用する。

(契約相手方への通知)

第23条 管理局長又は支部長等は、原価調査の命令を行った場合には、速やかに支出負担行為担当官に対し原価調査を行う契約、原価調査を行う原価調査官等（第21条第3項の規定により原価調査の命令を受けた原価調査官その他管理局原価計算部に

所属する職員及び前条第5項の規定により原価調査の命令を受けた原価監査官をいう。以下同じ。)の氏名、原価調査の範囲及び原価調査の期間を通知するものとする。

- 2 支出負担行為担当官は、前項の規定により通知を受けた場合には、速やかに契約相手方に対し原価調査を行う契約、原価調査を行う原価調査官等の氏名、原価調査の範囲及び原価調査の期間を通知するものとする。
- 3 支出負担行為担当官は、前項の規定により通知を行った場合には、その旨を第1項の規定により通知を行った管理局長又は支部長等に通知するものとする。
- 4 管理局長又は支部長等は、前項の規定により通知を受けた場合には、その旨を原価調査官等に通知するものとする。

(原価調査の実施)

第24条 原価調査官等は、原価調査指令書の交付を受けた場合には、原価調査を実施するものとする。

- 2 原価調査官等は、原価調査を終了した場合には、原価調査を行った契約、原価調査の結果その他必要な事項を記載した原価調査報告書を作成し、管理局長に提出するものとする。ただし、支部に所属する原価調査官等にあつては支部長を、契約管理事務所に所属する原価調査官等にあつては契約管理事務所長を経て管理局長に提出するものとする。
- 3 契約管理事務所長は、前項ただし書の規定により原価調査報告書の提出を行った場合には、当該契約管理事務所が置かれている支部の支部長にその写しを送付するものとする。
- 4 管理局長は、第2項の規定により原価調査報告書の提出を受けた場合には、これを審査するものとする。

(計画外の原価調査)

第25条 管理局長は、原価調査実施計画に定める契約以外の契約について原価調査を行う必要が生じた場合には、当該契約について原価調査を行うものとする。

- 2 第20条から前条までの規定は、前項の規定に基づき原価調査を行う場合について準用する。この場合において、第20条中「原価調査実施計画を作成した場合には、当該原価調査実施計画に基づき」とあるのは「第25条第1項の規定により原価調査を行う場合には」と、第21条第1項中「原価調査実施要領を作成した場合には、原価調査実施計画に基づき」とあるのは「原価調査実施要領を作成した場合には」と読み替えるものとする。

(原価調査実施不能の場合の処置)

第28条 原価調査官等は、契約相手方の拒否その他の理由により原価調査の全部又は一部を実施できない場合には、その旨を管理局長に報告するものとする。ただし、支部に所属する原価調査官等にあつては支部長を、契約管理事務所に所属する原価

調査官等にあつては契約管理事務所長を経て管理局長に報告するものとする。

- 2 契約管理事務所長は、前項ただし書の規定により報告を行った場合には、当該契約管理事務所が置かれている支部の支部長にその旨を報告するものとする。
- 3 管理局長は、第1項の規定により報告を受けた場合には、その旨を契約本部長に通知するものとする。
- 4 契約本部長は、前項の規定により通知を受けた場合には、対応方針について管理局長と協議するものとする。
- 5 契約本部長は、対応方針が決定された場合には、当該対応方針を管理局長に通知するものとする。
- 6 管理局長は、前項の規定により通知を受けた場合には、当該通知を受けた対応方針を原価調査官等に通知するものとする。ただし、支部に所属する原価調査官等に通知する場合にあつては支部長を、契約管理事務所に所属する原価調査官等に通知する場合にあつては契約管理事務所長を経て原価調査官等に通知するものとする。
- 7 契約管理事務所長は、前項ただし書の規定により通知した場合には、当該契約管理事務所が置かれている支部の支部長にその旨を報告するものとする。

(紛争の通知)

- 第27条 前条に規定する場合のほか、管理局長は、原価調査の実施に当たり、契約相手方と紛争を生じた場合には、紛争を生じた契約、紛争を生じた事項、紛争の原因その他必要な事項を記載した紛争発生通知書を作成し、速やかにこれを契約本部長に送付するものとする。
- 2 契約本部長は、前項の紛争を生じた契約について、契約相手方との覚書又は合意書が作成された場合には、これを管理局長に送付するものとする。

第4節 資料調査

(見積価格計算書等の徴取)

- 第28条 管理局長は、予定価格案の算定に当たって、第1節から第3節までの規定により調査した資料のみにより難い場合には、適当と認められる相手方を選定し、見積資料その他の予定価格案の算定に必要な資料を徴取するものとする。

(資料調査の実施)

- 第29条 管理局長は、第24条第2項の原価調査報告書、前条の見積資料その他の予定価格案の算定に必要な資料、原価監査事務訓令第20条第1項の原価監査報告書その他の調査資料の内容について調査及び確認を行う必要があると認める場合には、当該資料について実地に認査及び確認を行うものとする。
- 2 管理局長は、前項の調査及び確認の全部又は一部を支部長に行わせることができる。
 - 3 支部長は、前項の規定により調査及び確認を行った場合には、その結果を文書をもって管理局長に報告するものとする。

- 4 支部長は、調査の相手方の拒否その他の理由により第2項の規定により命ぜられた調査及び確認の全部又は一部を実施できない場合には、その旨を管理局長に報告するものとする。
- 5 管理局長は、前項の報告を受けた場合には、対応方針を決定し、支部長に通知するものとする。

第4章 予定価格の算定

(予定価格案の算定)

第30条 管理局長は、予定価格の基準となる計算価格を計算し、これに基づいて予定価格案を算定するものとする。

(契約条項についての協議)

第31条 管理局長は、予定価格案の算定を行った結果、代金の確定又は精算等に関する特約条項を付して契約することが適当と認める場合には、契約本部長と協議するものとする。

(予定価格調書案等の作成)

第32条 管理局長は、予定価格案及び計算価格に基づき、予定価格調書案その他必要な書類（以下「予定価格調書案等」という。）を作成するものとする。この場合において、第4条第1項の規定による通知及び同条第2項の規定による協議並びに前条の規定による協議に基づき、代金の確定又は精算等に関する特約条項を付することとされた場合には、適用する特約条項を予定価格調書案に明記するものとする。

(予定価格調書案等の送付)

第33条 管理局長は、前条の規定により予定価格調書案等を作成した場合には、これを支出負担行為担当官に送付するものとする。

- 2 支出負担行為担当官は、前項の規定により送付を受けた予定価格調書案等に関し、必要があると認めるときは、管理局長に対し、理由を付して当該予定価格調書案等の変更を求めることができる。
- 3 前3条の規定及び前2項の規定は、管理局長が前項の求めに応じ予定価格調書案等の変更を行う場合について準用する。

(予定価格の決定)

第34条 支出負担行為担当官は、前条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により予定価格調書案等の送付を受けた場合には、これをもとに予定価格を決定し、予定価格調書を作成するものとする。

第5章 特殊なものの処理

(調達要求の変更に伴う予定価格案の算定)

第35条 管理局長は、調達実施訓令第12条第3項の規定により調達要求の変更について契約本部長から通知（以下この項において「変更通知」という。）を受けた場合には、当該変更通知に係る事項を含めて予定価格案を算定し、予定価格調書案等を

作成するものとする。

- 2 前5条の規定は、前項の規定により予定価格調書案等を作成する場合について準用する。

(不調による予定価格案の再算定等)

第36条 契約本部長は、入札等を行った結果、不調となった場合において、当該不調の原因が予定価格の金額又は代金の確定又は精算等に関する特約条項にあると認める場合には、管理局長に対し、不調となった理由を付してその旨を通知するものとする。

- 2 管理局長は、前項の規定により通知を受けた場合には、不調となった理由について検討するものとする。

- 3 管理局長は、前項の規定による検討の結果、不調の原因が予定価格にあると認める場合には、予定価格案を新たに算定し、予定価格調書案等を再作成するものとする。

- 4 管理局長は、第2項の検討の結果、不調の原因が代金の確定又は精算等に関する特約条項にあると認める場合には、契約本部長と協議の上、適用する特約条項を変更し、予定価格調書案等を再作成するものとする。この場合において、当該特約条項の変更により代金の確定又は精算等に関する特約条項を付することとした場合には、適用する特約条項を予定価格調書案に明記するものとする。

- 5 第30条から第34条までの規定は、第3項の規定により予定価格調書案等を再作成する場合について、第30条、第32条前段、第33条及び第34条の規定は、前項の規定により予定価格調書案等を再作成する場合について準用する。この場合において、前項の規定により予定価格調書案等を再作成する場合について準用する場合にあっては、第33条第3項中「前3条」とあるのは、「第30条、第32条前段」と読み替えるものとする。

- 6 管理局長は、第2項による検討の結果、不調の原因が予定価格の金額又は代金の確定又は精算等に関する特約条項にないと認める場合には、その旨を契約本部長に通知するものとする。

(契約の認証拒否による予定価格案の再算定等)

第37条 契約本部長は、支出負担行為の認証が拒否された場合において、当該認証の拒否の原因が予定価格の金額又は代金の確定又は精算等に関する特約条項にあると認める場合には、管理局長に対し、認証が拒否された理由を付してその旨を通知するものとする。

- 2 前条第2項から第6項までの規定は、管理局長が前項の規定により求めを受けた場合について準用する。この場合において、前条第2項中「前項」とあるのは「第37条第1項」と、「不調となった理由」とあるのは「認証が拒否された理由」と、同条第3項、第4項及び第6項中「不調」とあるのは「支出負担行為の認証の拒否」

と読み替えるものとする。

(価格の変動等による予定価格案の再算定)

第38条 管理局長は、予定価格調書案等を支出負担行為担当官に送付した後、価格の変動等により予定価格案を変更する必要があると認める場合には、支出負担行為担当官にその旨を通知するとともに、新たに予定価格案を算定し、予定価格調書案等を再作成するものとする。

2 第30条から第34条までの規定は、前項の規定により予定価格調書案等を再作成する場合について準用する。

(契約の変更に伴う予定価格案の算定)

第39条 契約本部長は、契約数量、仕様書（装備品等の標準化に関する訓令（昭和43年防衛庁訓令第33号）第3条第4号に規定する仕様書（役務契約にあっては役務の内容を示す文書）をいう。以下この項において同じ。）、仕様書を補足する細部資料、納入期日、納入場所、契約条項等その他契約内容を変更する必要がある場合には、管理局長と協議の上、予定価格案の算定に必要な資料を添えて、その旨を管理局長に通知するものとする。

2 管理局長は、前項の規定により通知を受けた場合には、同項の規定により契約本部長から送付を受けた資料に基づき、契約の変更に伴う予定価格案を算定し、予定価格調書案等を作成するものとする。

3 第30条から第34条までの規定は、前項の規定により予定価格調書案等を作成する場合について準用する。

(物価の変動等による契約変更の計算)

第40条 契約本部長は、契約条項の定めるところにより、契約金額を構成する費目の価格等が法令により設定、改正又は廃止された結果、契約を変更する必要がある場合には、次に掲げるところにより管理局長に通知するものとする。

(1) 変更を行う契約が少数である場合には、当該契約を指定し、当該契約の変更に伴う予定価格案の算定に必要な資料を添えて、契約の変更が必要である旨を管理局長に通知するものとする。

(2) 変更を行う契約が多数である場合には、契約を指定せず、契約の変更に伴う契約金額の増減の計算に必要な資料を添えて、契約の変更が必要である旨を管理局長に通知するものとする。

2 管理局長は、前項第1号の規定により通知を受けた場合には、同号の規定により契約本部長から送付を受けた資料に基づき、当該契約の変更に伴う予定価格案を算定し、予定価格調書案等を作成するものとする。

3 第30条から第34条までの規定は、前項の規定により予定価格調書案等を作成する場合について準用する。

4 管理局長は、第1項第2号の規定により通知を受けた場合には、契約本部長と協

議の上、履行中の契約のうちから適当なものを選定し、当該契約の変更に伴う契約金額の増減を計算するとともに、その結果を契約本部長に通知するものとする。

(中途確定条項付契約に伴う契約金額確定のための算定事務)

第41条 契約本部長は、中途確定条項付契約について、契約相手方から契約金額の確定に必要な見積資料の提出があった場合には、これを管理局長に送付するものとする。

2 管理局長は、前項の規定により送付を受けた場合には、当該送付を受けた見積資料その他契約金額の確定に必要な資料に基づき、中途確定条項付契約に伴う予定価格案を算定し、予定価格調書案等を作成するものとする。

3 管理局長は、前項の予定価格調書案等の作成に当たり、必要があると認める場合には、支部長等に予定価格調書案等の作成に必要な事務の一部を行わせることができる。

4 第30条、第32条前段、第33条及び第34条の規定は、第2項の規定により予定価格調書案等を作成する場合について準用する。この場合において、第33条第3項中「前3条」とあるのは、「第30条、第32条前段」と読み替えるものとする。

(価格査定調書案等の作成)

第42条 管理局長は、原価監査事務訓令第21条の規定に基づき、超過利益返納条項付契約又は履行後確定条項付契約に係る原価監査報告書の審査を終了した場合には、当該原価監査報告書に基づき、価格査定調書案その他必要な書類(以下この条において「価格査定調書案等」という。)を作成し、これを支出負担行為担当官に送付するものとする。

2 支出負担行為担当官は、前項の規定により送付を受けた価格査定調書案等に関し、必要があると認めるときは、管理局長に対し、理由を付して当該価格査定調書案等の変更を求めることができる。

3 前2項の規定は、管理局長が前項の求めに応じ価格査定調書案等の変更を行う場合について準用する。

4 支出負担行為担当官は、第1項(前項において準用する場合を含む。)の規定により価格査定調書案等の送付を受けた場合には、これをもとに返納額又は代金の金額を確定し、価格査定調書を作成するものとする。

(特定費目の実費精算又は確定)

第43条 契約本部長は、特定費目の代金の実費精算に関する特約条項付契約又は特定費目の代金の確定に関する特約条項付契約について、契約相手方から特定費目の代金の精算又は確定に必要な証拠書類の提出を受けた場合には、これを管理局長に送付するものとする。

2 管理局長は、前項の規定により送付を受けた場合には、同項の規定により契約本部長から送付を受けた証拠書類に基づき、精算又は確定に伴う予定価格案を算定し、

予定価格調査案等を作成するものとする。

- 3 管理局長は、前項の場合において、特定費目に係る実績額の確定を待っては代金の確定時期が会計年度を超えるおそれがある場合その他相当と認める理由がある場合には、適当と認める金額を実績額とみなして予定価格調査案等を作成することができる。この場合においては、実績額とみなした金額を予定価格調査案に明記するものとする。
- 4 第30条、第32条前段、第33条及び第34条の規定は、前2項の規定により予定価格調査案等を作成する場合について準用する。この場合において、第33条第3項中「前3条」とあるのは、「第30条、第32条前段」と読み替えるものとする。

(返納額確定調査案等の作成)

第44条 管理局長は、前条第3項の規定により予定価格調査案等を作成し、同条第4項の規定により準用する第33条第1項の規定により支出負担行為担当官に送付した場合において、前条第1項の規定により送付を受けた証拠書類により、実績額が前条第3項の規定により実績額とみなした額を下回ることが判明した場合には、当該証拠書類に基づき、返納額確定調査案その他必要な書類（以下この条において「返納額確定調査案等」という。）を作成し、これを支出負担行為担当官に送付するものとする。

- 2 支出負担行為担当官は、前項の規定により送付を受けた返納額確定調査案等に関し、必要があると認めるときは、管理局長に対し、理由を付して当該返納額確定調査案等の変更を求めることができる。
- 3 前2項の規定は、管理局長が前項の求めに応じ返納額確定調査案等の変更を行う場合について準用する。
- 4 支出負担行為担当官は、第1項（前項において準用する場合を含む。）の規定により返納額確定調査案等の送付を受けた場合には、これをもとに返納額を確定し、返納額確定調査案を作成するものとする。

(不合格品の受領に伴う値引額の計算)

第45条 契約本部長は、装備品等の調達に係る検査の結果不合格と判定された装備品等を受領する場合で当該装備品等の調達に係る契約金額の減額のための値引額の計算を必要と認める場合には、その旨を管理局長に通知するものとする。

- 2 管理局長は、前項の通知を受けた場合には、当該通知に係る値引額の計算を行い、値引額、品名その他必要な事項を記載した値引額計算書案を作成し、支出負担行為担当官に送付するものとする。
- 3 支出負担行為担当官は、前項の規定により送付を受けた値引額計算書案に関し、必要があると認めるときは、管理局長に対し、理由を付して当該値引額計算書案の変更を求めることができる。
- 4 前2項の規定は、管理局長が前項の求めに応じ値引額計算書案の変更を行う場合

について準用する。

- 5 支出負担行為担当官は、第2項（前項において準用する場合を含む。）の規定により値引額計算書案の送付を受けた場合には、これをもとに値引額を決定し、値引額計算書を作成するものとする。

（事故等の損害額の計算）

第46条 契約本部長は、装備品等の調達に関する契約の目的となる物品又は役務に係る事故若しくは瑕疵又は装備品等の調達に関する契約の解除権の行使等に伴う損害額について計算を行う必要があると認める場合には、その旨を管理局長に通知するものとする。

- 2 管理局長は、前項の通知を受けた場合には、当該通知に係る損害額の計算を行い、損害額、品名その他必要な事項を記載した事故等損害額計算書案を作成し、これを支出負担行為担当官に送付するものとする。
- 3 支出負担行為担当官は、前項の規定により送付を受けた事故等損害額計算書案に関し、必要があると認めるときは、管理局長に対し、理由を付して当該事故等損害額計算書案の変更を求めることができる。
- 4 前2項の規定は、管理局長が前項の求めに応じ事故等損害額計算書案の変更を行う場合について準用する。
- 5 支出負担行為担当官は、第2項（前項において準用する場合を含む。）の規定により事故等損害額計算書案の送付を受けた場合には、これをもとに損害額を決定し、事故等損害額計算書を作成するものとする。

第6章 原価計算要領等の確認

（原価計算要領等の送付）

第47条 契約本部長は、契約相手方から、契約条項等に基づき、事業の原価計算要領その他の会計規定（第3項において「原価計算要領等」という。）について支出負担行為担当官の確認を受けるための申請があった場合には、これを管理局長に送付するものとする。

- 2 管理局長は、前項の規定により送付を受けた場合には、その内容を検討の上、必要があると認めるときは意見を付して、これを支出負担行為担当官に送付するものとする。
- 3 前2項の規定は、契約相手方から、契約条項等に基づき、第1項の規定により管理局長に送付した原価計算要領等の変更について支出負担行為担当官の承認を受けるための申請があった場合について準用する。

（支部長等に対する調査の指示）

第48条 管理局長は、前条の検討に当たり、必要があると認める場合には、支部長等に調査を行わせることができる。

第7章 雑則

(調書等の作成等)

第49条 契約本部長は、第4章から第6章までに規定するもののほか、価格に関する調書（以下この項及び次項において「調書」という。）が必要と認める場合又は契約相手方から、契約条項等に基づき、価格に関する事項について支出負担行為担当官の確認若しくは承認を受けるための申請があった場合には、その旨を管理局長に通知するものとする。

- 2 管理局長は、前項の規定により通知を受けた場合には、契約本部長と協議の上、調書案の作成その他必要な措置を講ずるものとする。

(入札説明会)

第50条 管理局長は、予定価格に関する事項について、入札に参加しようとする者に説明を行う必要があると認める場合には、契約本部長に入札説明会の開催を求めることができる。

(算定事務に関する協力)

第51条 管理局長及び契約本部長は、算定事務の円滑な遂行を図るため、相互に協力を行うものとする。

(往復文書に関する措置)

第52条 管理局及び契約本部においては、防衛庁文書管理規則（平成12年防衛庁訓令第74号）の規定にかかわらず、算定事務の促進を図るため、この訓令に規定する文書の発簡形式、決裁区分等を簡素化するための措置を講ずることができる。

(委任規定)

第53条 この訓令の実施に関し必要な事項は、管理局長及び契約本部長が協議の上、それぞれその所掌について定めるものとする。

- 2 管理局長及び契約本部長は、前項の定めをした場合には、速やかに、これを長官に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月23日庁訓第22号）（抄）

- 1 この訓令は、平成13年4月1日から施行する。